

令和8年 天草市農業委員会第1回総会議事録

令和8年1月27日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	山下和弘君	2番	猪原真滋君
3番	淀川洋一君	4番	黒川紀世子君
5番	平岡敬則君	6番	福島恵美君
7番	光崎修二君	8番	富崎ますみ君
9番	野中幸廣君	10番	中村三千人君
11番	赤崎保章君	12番	榎田和壽君
13番	鳴川哲広君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
主査	野嶋美里	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第4号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第5号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第6号	天草農業振興地域整備計画の変更について
日程第8		報告事項について

閉会

開 会 15時00分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和8年天草市農業委員会第1回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。新しい年に変わり、今後も皆さんと農地を守るために頑張っていければと思います。先程の講義も、いろいろな考え方や意見がありますけども、今後また委員で揉みながら、天草市農業委員会としての対応を考えていければなと思いますので、貴重な意見をお願いできればと思います。本日、若干案件の方多いですけども、最後までご審議の方よろしくをお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、11番赤崎委員、12番榎田委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 審議に入る前に申し上げます。天草市農業委員会会議規則第16条により総会は、公開となっています。発言する際は、個人情報については十分ご注意くださいようお願いいたします。また、発言する際は、議長から指名されたのち、議席番号と名前を述べられてから簡明に発言をお願いします。

○議長（山下和弘君） 日程第2、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田2,296㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。1月20日に浦上推進委員と現地確認を行いました。

〇〇が以前から耕作をされているということで、〇〇、〇〇ができていました。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はあり

ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田3,566㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(富崎ますみ君) 8番富崎です。先週、井上推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方は〇〇で〇〇や〇〇をたくさん作っていらっしゃる、〇〇されている方です。特に問題はないと思いましたが、ただ、農地の一部に8月の土砂の石や木が入り込んでいたように思いましたが、譲受人の方は知っていらっしゃると思いますので、特に問題はないと思います。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田482㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。内容的には事務局の説明どおりで問題はないと思います。申請地は譲受人の方がこれまで管理をされていて、譲受人と譲渡人は〇〇にあるとのことでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 4 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 242 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7 番（光崎修二君） 7 番光崎です。1 月 23 日に現地確認を行いました。申請地は宅地と宅地に挟まれた狭い農地でしたが、草刈等の管理はきちんとされておりました。譲受人はこれまで〇〇に在住でしたが、〇〇され、〇〇されるとのことです。〇〇まで非常に近く、自給的農業をされる上で特段問題はないと思って見てきました。ご審議の方よろしく願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○12 番（榎田和壽君） 12 番榎田です。〇〇から〇〇されるとのことですが、具体的にはいつ頃までに〇〇される予定なのでしょう。

○事務局（池上翔君） 資料の中にも記載しているとおり、〇〇には〇〇される予定と申請者の代理人から話をきいています。

○12 番（榎田和壽君） すみません。資料を見逃していました。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田1,488㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ〇〇km、青色で着色した県道大宮地宮地岳線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 10番中村です。この案件は、譲渡人の方が数年前までに〇〇におられました。その当時から譲受人の方が耕作をされておりました。譲受人と譲渡人は〇〇で、譲渡人が〇〇されたということで、後の管理を譲受人に任せるといことです。現地を1月23日に小田推進委員と現地確認を行いました。何ら問題はないかと思ひます。ご審議の方よろしくお願ひします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 資料②の2ページをご覧ください。6番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑1,452㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。1月24日に田口推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明があったとおりです。何ら問題ないと思ひます。ご審議の方よろしくお願ひし

ます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 7番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑6,436㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真になります。全部で5枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（野中幸廣君） 9番野中です。1月21日に田中推進委員と現地確認を行いました。〇〇の贈与です。田畑もきれいに管理されており何ら問題ないと思います。よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田138㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある

第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難だったため、杉40本を既に植林しております。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。1月25日に田口推進委員と現地確認を行いました。○の田んぼに植林ということです。始末書も提出してあります。ご審議の方よろしくお願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（山下和弘君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は○○の個人で、○○の畑355㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した○○から○○へ約○km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君） 4番黒川です。昨日現地確認を行いました。○○もしてあり、家を建てる以外に利用はできないと思い見てきました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。この案件は令和7年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和7年天草市農業委員会第6回総会において許可見込みありと判断され、令和7年12月に除外されたものです。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田1,504㎡に地上権を設定し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇し、〇〇を得たいため、〇〇する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番(光崎修二君) 7番光崎です。1月23日に現地確認を行いました。申請地はこれまで〇〇を作られておりましたが、〇〇になり、規模縮小を考えておられたところに〇〇の話があり、今回申請することになりました。隣接農地の所有者も同意されており、特段問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 3番について説明します。この案件は令和7年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和7年天草市農業委員会第6回総会において許可見込みありと判断され、令和7年12月に除外されたものです。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田919㎡に地上権を設定し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇し、〇〇を得たいため、〇〇する計画です。資料③の6ペ

ージをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（光崎修二君） 7番光崎です。1月23日に現地確認を行いました。申請地は〇〇に隣接した農地で、道がかりの良い場所にありましたが、〇〇、最近は保全管理のみされている状態でした。周辺の農地はここ数年〇〇が多いエリアで、今後将来的に耕作の見込みがないことから今回の申請に至ったとのこと。特段問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4番について説明します。この案件は令和7年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和7年天草市農業委員会第6回総会において許可見込みありと判断され、令和7年12月に除外されたものです。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑227㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで、戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。1月26日に田口推進委員と現地確認を行いました。動画をもう一度いいですか。今、〇〇してある所は申請者の宅地です。〇〇を今回購入され、住宅を建てるということです。事前に着工ということではありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 5番について説明します。この案件は令和7年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和7年天草市農業委員会第6回総会において許可見込みありと判断され、令和7年12月に除外されたものです。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田と畑1,069㎡を売買により取得し、〇〇する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇し、〇〇と〇〇に向けた事業を行いたいため、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇を〇〇し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番(赤崎保章君) 11番赤崎です。1月21日に野田推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、隣接地はほとんどが耕作放棄地であり、隣接所有者からの同意書もいただいています。特に問題はないと思いますので、ご審議の方よろしく願いします。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第5、議第4号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の5ページから14ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が6件、再設定が0件、更新の計画が11件、再配分の計画が3件、利用権移転の計画が1件、所有権の移転が0件、合計21件で、筆数42筆、総面積が74,810㎡となっております。以上の計画は、耕作

又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の10ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(山下和弘君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長(山下和弘君) 日程第6、議第5号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(池上翔君) 非農地証明書交付申請は、筆数全体35筆、面積19,448㎡となっております。資料③の10ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の15ページから17ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番、2番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。次が3番から8番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。申請地は筆界未定地となっておりますが、農地は筆界未定地の中に他になく、現況も周辺と同様山林化していることを確認しています。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が9番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が10番から12番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が13番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が14番から20番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が現地の写真になります。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が21番から23番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全

部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が24番から35番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇km、〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で7枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。次が現地の写真になります。全部で6枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番、2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 3番から8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 9番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 10番から12番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 13番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 14番から20番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(山下和弘君) 21番から23番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(山下和弘君) 24番から35番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長(山下和弘君) 日程第7、議第6号、天草農業振興地域整備計画の変更についてを議題と致します。それでは天草市農業振興課より説明をお願い致します。

(農業振興課より説明)

○議長(山下和弘君) ただいま説明がありました、ご意見はありませんか。

○12番(榎田和壽君) 12番榎田です。すみません、1つ教えていただけますか。5条転用の2番を出してもらっていいですか。この案件が今年の12月25日に農用地区域外にされていますが、ここが農用地区域外になる要件は何だったのでしょうか。先程話されていた山林原野化しているや防火水槽になっているなどには当てはまらず、見た目は優良農地です。5条転用の2番を農用地区域外にするにはどういう要件があるのでしょうか。

○農業振興課(原田力登君) 今回の全体見直しで農用地区域外にするのとは別に農用地区域から除外するには除外の6要件というものがあります。その要件の1つが、除外する農用地の他に候補地がないことが挙げられます。

○12番(榎田和壽君) 4条申請の場合だったら、今の説明は分かります。自己所有地がここしかなく、他に誰も土地を譲ってくれないことが想定されます。しかし、5条申請で〇〇ですので、農用地区域から除外されたことがまだあまり理解できていません。〇〇でしたら、緊急性もあまりなく、候補地も他にたくさんあると思います。ここでないといけないという理由はないのではないかと思います。

○農業振興課(原田力登君) 農用地区域から除外する時は、農業を行う上で影響がないかが

重要になります。例えば、農地の真ん中に〇〇したいという計画でしたら、除外はできません。5条転用の2番の場合は、道路があり、端の農地です。また、周囲に耕作されている方がいるということで、申請時に耕作者の同意書を添付してもらっています。さらに、事業計画書の中にも周辺の農地に悪影響を及ぼさないことの記載を確認した上で、ここの農地には〇〇しても、将来的に周辺の農地に悪影響を及ぼさないということで整理し、12月に除外を行いました。

○12番（榎田和壽君） 周辺の農地の耕作の方が同意をしたというのが一番大きいということですね。ここは圃場整備はされていないですね。

○事務局（松本馨君） はい、されていません。右側にも2つの農地があります。ここも長い間遊休農地であり、耕作はされていません。縁辺部になりますので、除外の見込みありと判断されたと思います。

○12番（榎田和壽君） ありがとうございます。

○議長（山下和弘君） 除外されたら地主に通知はされますか。

○農業振興課（原田力登君） はい、地主が申請者ではない場合は、地主の方の同意書を添付してもらっています。

○議長（山下和弘君） これは事前に職員の方が現地を回って候補地を決定されたのですか。

○農業振興課（原田力登君） 全体見直しの方は、私たちが回って決定しています。

○12番（榎田和壽君） すみません、もう一点いいですか。〇〇の場合は敷地内の排水を別で設けるなどは関係ありますか。

○農業振興課（原田力登君） 用悪水路など農業に使う排水路があれば、排水路を利用される受益者と事前に調整をしてもらい、影響がないようにしてもらっています。

○9番（野中幸廣君） 9番野中です。基本、第1種農地は除外することはできませんか。

○農業振興課（原田力登君） 1種農地が10ha以上の広がりなど要件はあったと思いますが、農用地区域も農用地区域の広がりが10ha以上あると基本的には農用地区域にいれなければなりません。しかし、例えば、農用地区域の縁辺部で、山林化し非農地の状態になっているなどであれば、縁辺部の非農地化している部分だけ除外することは可能です。また、基盤整備がされている農地は容易に除外することはできません。

○事務局（松本馨君） 基盤整備から8年間は農用地区域からの除外ができないことになっています。8年後から除外の可能性がでてきます。

○12番（榎田和壽君） 基盤整備事業はもう天草ではやっていませんか。

○農業振興課（原田力登君） 場所によっては計画されている所もあります。

○議長（山下和弘君） 他に質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、提案された天草農業振興地域整備計画の変更については同意することといたします。

---

○議長（山下和弘君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の18ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条、5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和8年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

閉 会 16時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 赤崎保幸

署名委員 榎田和壽